

(電子メール施行)
教財第1093号
令和2年4月30日

各県立特別支援学校長 様

財 務 課 長

臨時休業に伴う令和2年度の特別支援教育就学奨励費の支給時期について（通知）

特別支援教育就学奨励費の支給時期については、平成29年3月21日付け教財第1751号により適切に事務処理されているところですが、今般の新型コロナウイルス感染症による臨時休業等により、県立特別支援学校における特別支援就学奨励費の支弁段階の決定及び支給事務に遅れが生じることが見込まれるため、令和2年度については下記のとおり取り扱うこととしますので、適切に対応願います。

記

1 支給時期の目安について

新型コロナウイルス感染症による臨時休業等により保護者等からの書類提出に遅れが生じる場合は、平成29年3月21日付け教財第1751号による支給時期の目安によらず、支給区分が決定され次第、すみやかに支給すること。

2 留意事項

- (1) 本通知は、臨時休業等に伴い、保護者等からの申請（書類提出）に遅れが生じる場合について今年度に限り適用するものであり、書類提出後の事務処理について、遅延が認められるものではない。書類提出を受けて支給決定まで3ヶ月以上になる等の事務遅延がないようにすること。
また、一部の保護者等について支給に必要な書類が未提出または不備であることをもって、全体の支給事務に遅滞が生じることのないようにすること。
- (2) 臨時休業中も児童生徒を受け入れている学校について、学校給食費及び交通費等の保護者負担が生じている場合、各学校の状況に応じ、仮決定を行い早期支給を行うなど、学校長の判断により弾力的な運用を行うこと。
- (3) 就学奨励費の早期支給を必要とする保護者等に対しては、その事情等を丁寧にききとり、必要に応じて可能な限り柔軟な対応を行うこと。